

## 鳥取県告示第169号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成22年5月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月26日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

1 申請のあった年月日

平成22年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人れしーぶ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小河 和泉

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町宮谷240-24

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の方を対象にして、地球に暮らす一員として、環境保全に関する活力ある事業活動、こどもがいきいきと未来の拓き人として成長できる環境づくり、地域福祉のためのコンサルテーション・人材育成や組織の支援、地域再生のための農業活動など関心がある方々と、まーるネットワークを図り協働活動を行い、鳥取の豊かな自然との共生を図りながら、町で暮らすすべての方が健康で文化的な生活が実現できることを目的とする。

6 定款の変更事項

名称、目的、事業、入会